



ねこの手 Vol. 209 7月号

20年7月1日発行

発行 行政書士近藤法務コンサルタント事務所

## 許可申請あれこれ(3)

都心部ではまたコロナ感染者が増加の傾向にあります。マスクで予防とはいっても、梅雨のこの時期、マスクをすると熱中症になりそうなくらいしんどいですね。皆様も、コロナはもとより、熱中症にもお気をつけください。

では、今回は「食品衛生法改正で営業許可制度が変わる！」についてお話をいたします。

### ◎食品衛生法改正で営業許可制度が変わる！

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設は、令和3年6月までに施行される予定です。営業許可を実態に応じたものにするため、現行の34許可業種から、大きくは6つの変更点があります。

- ①新設される業種…漬物製造業、水産製品製造業、液卵製造業、食品の小分け業など
- ②統合し1業種での対象食品を拡大する業種…飲食店営業（喫茶店営業を含む）、菓子製造業（パン製造業・あん類製造業を含む）など
- ③再編する業種…密封包装食品製造業（缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうちリスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする）
- ④許可から届出に移行する業種…乳類販売業、冰雪販売業、冷凍冷蔵倉庫業
- ⑤一部の業態が許可から届出に移行する業種…食肉販売業（包装食品のみを販売する場合）、魚介類販売業（包装食品のみを販売する場合）、カップ式自動販売機（屋内設置等一定の要件を満たす場合）
- ⑥廃止する業種…乳酸菌飲料製造業（乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応）、ソース類製造業（密封包装食品製造業又は届出の対象）、缶詰又は瓶詰食品製造業

現在営業許可をお持ちの方でも、令和3年6月1日から申請手続きや届出の手続きが必要になる場合もありますので、お気を付けてください。

今後も新しい情報が入り次第ご報告していきたいと思っております。

次回は、「食品衛生法改正で届出制度創設！」です。（河本幸江）

## 行政相談コーナー 定例行政相談、7月から再開

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、しばらくのあいだ、休止していました。定例相談を7月から再開いたします。相談所では、相談委員は、手指の消毒、マスクの着用等感染防止に努めてまいります。また、相談者の方も、手指の消毒、マスクの着用等、また、体調の悪い方は来訪をお控えくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。もちろん、これまで通り、対面だけではなく、お電話、FAX、電子メールにてご相談をお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

7月の行政相談は、7月17日（金）10時～15時

津山市総合福祉会館にて。予約不要、相談無料、秘密厳守

## 行政書士コーナー 経営事項審査改正のお知らせ

国土交通省は、2021年4月1日に施行する経営事項審査の審査基準改正案を発表しました。「社会性（W）」の評価指標である「1・2級建設業経理士」に資格取得後5年以内の講習受講が義務付けられることに伴い、建設業振興基金が開いている1・2級登録講習会を受講することが必要となります。ただし、16年度以前の1級・2級合格者には、23年3月まで講習受講を免除する経過措置も設けられています。経理士と同様に加点対象となっている公認会計士は公認会計士協会が開く研修、税理士は税理士会が開く研修の受講を加点の条件として新たに定められました。

さらに、技術の研さんに努める技術者・技能者を対象とした新たな加点措置も設けられました。監理技術者と主任技術者が審査基準日前の1年間に取得したCPD単位に応じて加点するというものです。対象は建設系CPD協議会、建築CPD運営会議、建築設備士関係団体CPD協議会の加盟団体に認定を受けた継続学習で、建設技能者の能力評価制度でレベル2以上にレベルアップした技能者数と合わせ、社会性の評価項目で加点します。

改正経審の審査基準は、7月下旬に公布する告示で▽建設業経理士などの講習受講義務化▽技術者のCPD取得に対する加点▽建設技能者の能力評価制度でレベル2以上にレベルアップした技能者に対する加点—を追加し、21年4月から適用することになります。

## ねこの散歩

### 名城のたび（４９）～乙子城跡



乙子城跡（岡山市） 本丸跡（下）



宇喜多直家、戦国大名に向けての出発の城がこの「乙子城」です。吉井川河口のこんもりとした小山に、備前・天神山城主浦上宗景の命により、足軽30人と300貫の領地を与えられたのは、天文13年（1544）、弱冠16歳のときでした。当時、瀬戸内海に面したこの地は、海賊や四国勢に脅かされた、浦上の最南端の地でした。直家は、自ら志願し、この地に城を構えたといひます。ふもとの乙子神社への上り口から登山し、頂上の本丸跡迄歩いてほんの10分足らずという城ですが、当時は、周辺は川の河口だらけで、海城のようだったと思われます。乙子神社の社は、二の丸にあり、本丸も20m四方もあるかないかというくらいの小さなもので、南斜面に曲輪らしきものがみられます。南側に降りていくと、多くは墓地や畑になっていて、北西側の方が当時をしのぶことができるでしょう。直家は、この地を死守することにより、新庄山城を与えられ、その後、戦国時代の備前の覇者へと昇り詰めることとなります。

## ねこのひげ

### 津山ボーイズ、新たなグラウンドを自分たちの手で

中学生の硬式野球のクラブチーム「津山ボーイズ」は、これまで、練習場として使用していた、美咲町の「北部グラウンド」が売却されることにより、使用できなくなり、新たに同町内の丸山町民グラウンドを美咲町より借り受け、硬式野球ができるように整備しています。整備には、保護者はもちろんのこと、保護者OBにも多大な協力を得て、すべて自分たちの手で、木の伐採に始まり、ネットの設置、土の入換え、照明の



設置などを行っています。毎週、休みごとに総出で作業に追われ、中には、平日に休みをとってまで作業をしております。7月下旬の完成を目指し、関係者一丸となって頑張っております。周辺地域の方々も、コロナに負けずに白球を思いっきり追う、中学生の元気な声が響くのを楽しみにしております。

## ねこのみみ

### マイナポイント～マイナンバーでポイント還元

マイナポイントはマイナンバーやキャッシュレス決済の普及促進を目的とする、国の消費活性化策のひとつです。クレジットカードや電子マネー、QRコード決済などのキャッシュレス決済サービスとマイナンバーをひも付け、チャージまたは決済すると25%（最大5000円分）が還元される制度です。

そのためには、まず、マイナンバーカードを取得する必要があります。そして、マイナポイントの予約をし、マイキーIDを設定します。その後、スマートフォンのアプリまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使ってひも付けします。

手続きは一部のコンビニエンスストアや、大手通信キャリアの店頭でも受付予定です。この受付は、7月1日から始まっています。そのときの注意点として、①1つのキャッシュレスサービスに対しては、一つのマイナンバーだけですから、その選択には吟味が必要です。②しかも、1回ひも付けしたら原則変更不可です。③マイナポイントの付加は、チャージしたときか買い物したときかを選択する必要があります。④利用期限が事業者ごとに異なりますので、よく検討しましょう。

このマイナポイントの還元率は25%で、最大5000円分です。なお、買い物等には、マイナンバーカードは必要ありません。

なお、マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合は、予約を締め切る場合がありますので、お手続きはお早めに。

詳しくは、こちらのサイトをご覧ください。「マイナポイント」と検索してください。  
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

広告

ハピネスカラーマットで楽しむ

山の幸染め  
にチャレンジ



- 昇華性染料だから、繊維の奥深く染まり洗濯や摩擦では色落ちしません！
- 庭先や外出先で見つけた花や葉っぱをカラーマットでアイロンプリントしてオリジナルのハンカチやスカーフを作ってみませんか！詳しくは電話でお問合せください。

「ねこの手」に関するお問い合わせ、行政相談、各種相談については、こちらまで。

お問い合わせ先

スマイル工房（津山市高野山西 852-1）  
インストラクター：近藤 千栄子  
TEL: 0868-26-2416  
携帯：090-8241-7836

行政書士 近藤法務コンサルタント事務所 行政書士 近藤雅文 行政書士 河本幸江  
岡山県津山市高野山西 855-9 TEL (0868) 26-1192  
<http://www.5e.biglobe.ne.jp/~neko/han/>